

2 不当な取引行為の概要

同社は、消費者宅を訪問し、土地を持っていない消費者には、「人を連れてくれば正社員になれるので、見るだけでいいから来てください」、土地を持っている消費者には、「今持っている土地を売却してあげる」等と告げ、土地購入を希望していない消費者を同社の営業員が運転する車に同乗させて、同社が販売している造成地に連れ出して、「売却した際の税金対策に一区画購入しないか」「1～2年後に宅地になる。値上がりしたら、当社が買い取る。」等と告げて長時間にわたり執拗な勧誘を行っている。

3 不当な取引行為

① 条例第20条第1項第1号及び同施行規則第2条別表一の二 (販売目的の不明示)

消費者宅を訪問した際に、「あなたの土地を販売してあげる」等と告げて、消費者が所有している土地の現地調査等と言って消費者を車に同乗させ、その現地調査等は行わずに同社が販売している造成地に連れて行き、土地の購入を希望していない消費者に対して、土地の購入を勧誘して売買契約を締結しており、土地の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていない。

② 条例第20条第1項第2号及び同施行規則第2条別表二のト (不実の告知)

土地を売却してあげると言って連れ出した消費者に対して、同社が販売している造成地で勧誘する際に、「売却した際の税金対策に1区画購入しないか」等と消費者が土地売却した場合の課税に関して、不実のことを告げている。

③ 条例第20条第1項第2号及び同施行規則第2条別表二のチ (断定的な情報の提供)

消費者に対して同社の土地を購入するよう勧誘する際に、「1～2年後に、開発されて宅地になる」「1～2年後に宅地になる。値上がりしたら当社が買い取る」等と、将来において不確実な事項についての断定的な判断情報を提供している。

④ 条例第20条第1項第3号及び同施行規則第2条別表三のヌ (迷惑勧誘)

土地の購入を希望していない消費者を、営業員が運転する車で現地に案内し、消費者が帰れない状況下で、購入を断っているにも関わらず長時間にわたる執拗な勧誘を行っている。